

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課
	課長 松本 守生
	主任賃金指導官 清水 教正
	電話番号 078-367-9154

特定(産業別)最低賃金の改正決定等について

兵庫労働局長(白川欽也)は、平成 22 年 9 月 30 日までに、兵庫地方最低賃金審議会(会長 鳥邊晋司(兵庫県立大学大学院教授)。以下、「審議会」という。)から、兵庫県特定(産業別)最低賃金の新設決定・改正決定についての答申を受け、下記のとおり、改正決定等を行った。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生日
繊維工業(注)	756 円	—	平成 22 年 12 月 1 日
繊維工業、靴下製造業(注)	751 円	改正なし	平成 21 年 12 月 1 日
塗料製造業	869 円	7 円	平成 22 年 12 月 1 日
鉄鋼業	849 円	7 円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	830 円	5 円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	794 円	5 円	同上
輸送用機械器具製造業最低賃金	869 円	7 円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	796 円	5 円	同上
各種商品小売業	766 円	5 円	同上
自動車小売業	811 円	6 円	同上

(注) 兵庫県繊維工業最低賃金の新設

「繊維工業、靴下製造業最低賃金」のうち繊維工業については、「兵庫県繊維工業最低賃金」が新設され、平成 22 年 12 月 1 日から適用される。

なお、靴下製造業については、引き続き「繊維工業、靴下製造業最低賃金」が適用される。

兵庫県内のすべての事業所で働く人に適用される兵庫県最低賃金は、平成 22 年 9 月 17 日に改正決定され、平成 22 年 10 月 17 日に発効した。改正後の時間額は、734 円(引上げ額 13 円)であった。

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、特定(産業別)最低賃金について、関係する労働団体からの改正等の申し出を受けて、平成 22 年 7 月 16 日に、審議会に対し、改正等の必要性の有無について諮問を行った。
- (2) 審議会は、平成 22 年 7 月 30 日に、兵庫労働局長に対し、平成 22 年度特定(産業別)最低賃金について、改正等の必要性ありとの答申を行った。
- (3) 兵庫労働局長は、この答申を受けて、同日、審議会に対し、特定(産業別)最低賃金の金額審議を求める諮問を行った。
- (4) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに 9 つの専門部会を設け、関係者からの意見聴取、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約 2,000 社に対する最低賃金に関する実態調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標や初任給の推移などの資料を基に、慎重審議を行った。
- (5) 審議会は、延べ 28 回にわたる審議を行い、平成 22 年 9 月 30 日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正等を答申した。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を検討した結果、特定(産業別)最低賃金の改正決定等を行い、平成 22 年 10 月 26 日から順次官報公示し、平成 22 年 10 月 29 日に最終の官報公示を行った。

[参考] 特定(産業別)最低賃金の推移

別添「兵庫県の最低賃金経年表(時間額)」のとおり。

兵庫県最低賃金経年表(時間額)

年度	兵庫県最低賃金		繊維工業		繊維工業、靴下製造業		塗料製造業		鉄鋼業		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業		各種商品小売業		自動車小売			
	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額
元	502				535	35	632	17	592		574		554	15	599		561	19	535		565			
2	527	25			567	32	657	25	623	31	606	32	583	19	641	42	591	30	568	33	599	34		
3	553	26			594	27	689	32	654	31	638	32	612	29	672	31	621	30	600	32	633	34		
4	577	24			620	26	717	28	683	29	668	30	639	27	701	29	648	27	628	28	660	27		
5	594	17			640	20	738	21	705	22	692	24	659	20	726	25	669	21	648	20	680	20		
6	608	14			660	20	757	19	722	17	709	17	677	18	746	20	687	18	666	18	698	18		
7	620	12			675	15	773	16	738	16	728	19	693	16	762	16	702	15	681	15	713	15		
8	634	14			690	15	789	16	755	17	745	17	709	16	779	17	718	16	697	16	730	17		
9	648	14			706	16	806	17	772	17	763	18	725	16	797	18	734	16	713	16	747	17		
10	660	12			719	13	819	13	786	14	777	14	739	14	812	15	747	13	726	13	761	14		
11	666	6			725	6	825	6	793	7	784	7	746	7	819	7	754	7	732	6	768	7		
12	671	5			728	3	830	5	798	5	788	4	751	5	823	6	758	4	736	4	773	5		
13	675	4			731	3	833	3	802	4	792	4	756	5	827	4	760	2	739	3	777	4		
14	675	0			732	1	833	0	803	1	794	2	758	2	829	2	762	2	740	1	777	0		
15	675	0			732	0	833	0	803	0	795	1	759	1	830	1	763	1	740	0	778	1		
16	676	1			733	1	834	1	806	3	796	1	760	1	831	1	764	1	741	1	779	1		
17	679	3			735	2	838	4	811	5	800	4	764	4	834	3	767	3	743	2	782	3		
18	683	4			739	4	842	4	817	6	805	5	769	5	839	5	771	4	747	4	786	4		
19	697	14			745	6	849	7	829	12	815	10	779	10	849	10	782	11	752	5	796	10		
20	712	15			750	5	857	8	839	10	822	7	786	7	857	8	788	6	758	6	802	6		
21	721	9			751	1	862	5	842	3	825	3	789	3	862	5	791	3	761	3	805	3		
22	734	13	756	—	751	—	869	7	849	7	830	5	794	5	869	7	796	5	766	5	811	6		

単位：円

- ・「繊維工業、靴下製造業」のうち、繊維工業については、「兵庫県繊維工業最低賃金」が新設され、平成22年12月1日から適用される。
- ・日本産業分類が平成19年11月に改定された関係で、旧産業別分類で「一般機械器具製造業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」が下記のとおり件名が変更された。適用事業所は従前とおり。
 「一般機械器具製造業」⇒「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業」
 「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」⇒「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」
- ・発効日は地域別最賃は平成22年10月17日、産別最賃は平成22年12月1日。
- ・産業別最低賃金は現行の新産業別最低賃金が設定されているもののみ記載している。
- ・兵庫県最賃は平成14年度の改正時、産別最賃は平成15年度の改正時より日額が廃止されている。